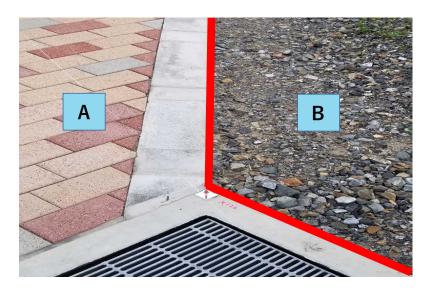


左図の場合,境界プレートが示しているように,赤枠で囲った左部分(境界ブロック)は,Aさんの所有となります。



左図の場合,境界プレートが示しているように, 赤枠で囲った右部分が,Bさんの土地となり, 左側(ブロック,排水溝等)は市の所有となります。

必ず現地で境界を確認し、お申込み下さい。